



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年3月4日（木）
問い合わせ先：教職員人事課
課長：清水
担当：佐野、平山
電話：829-1654
内線：4045、4046

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容等

- (1) 処分量定 懲戒処分（戒告）
- (2) 処分年月日 令和3年3月4日（木）
- (3) 職名・年齢 助教諭・36歳
- (4) 学校名等 さいたま市立小学校（西区）
- (5) 発生日 令和2年10月7日（水）午前7時52分頃

2 事故の概要

当該助教諭は、出勤時に普通乗用自動車を運転し、川越市大字大中居439番地2先道路を進行するに当たり、自動車運転上の注意義務を怠り、停止した相手方運転の普通自動二輪車に自車前部を追突させ、衝撃により普通自動二輪車をその前方で停止していた準中型貨物自動車に追突させ、相手方に加療約60日間を要する腰椎圧迫骨折の傷害を負わせた。

なお、当該助教諭は、令和2年12月24日付けで過失運転致傷により、罰金15万円の略式命令を受けている。